

## 実技試験（資産設計相談業務）解答

### 【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×

- (ア)○ 司法書士資格のないFPでも顧客の任意後見人となることはできる。
- (イ)○ 税理士資格のないFPでも、仮定の事例における基づく一般的な解説はできる。
- (ウ)○ 生命保険募集人または保険仲立人登録のないFPでも、顧客の必要保障額の具体的な試算はできる。
- (エ)× 投資助言・代理業の登録のないFPは、特定企業の株式の投資時期等の判断や助言を行うことはできない。

問2 正解 ア

ファイナンシャル・プランニングのプロセス（6ステップ）は、以下のとおり。

- (オ) 顧客に対し、提供するサービスの内容や報酬体系等を説明し、了解を得る。  
↓
- (イ) 面談等の実施により、顧客に関する資産等の情報のほか、顧客の考える目標や希望等の情報を収集する。  
↓
- (カ) 顧客から収集した情報を基に、キャッシュフロー表などを作成し、将来の財政状況の予測等を行う。  
↓
- (ア) 顧客の目標達成のために必要なプランを作成し、提案書を提示する。  
↓
- (ウ) 作成したプランに従い、提案した金融商品の購入等の実行を支援する。  
↓
- (エ) 顧客の環境の変化や制度改正の際には、必要に応じてプランの見直しを行う。

【第2問】

問3 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 9 (エ) 7

| 名 称                        | 発表機関        | 概 要                                                                                      |
|----------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内総生産<br>(GDP)             | (ア 内閣府)     | 一定期間中に国内で生み出された財・サービスなどの付加価値の合計を金額で示す指標で、その国の経済規模を表す。                                    |
| (イ 国際収支統計)                 | 財務省<br>日本銀行 | 外国との間で行ったモノやサービス、有価証券等の取引や決済資金の流れなどを記録・集計した統計で、国際通貨基金（IMF）のマニュアルに準拠して作成される。              |
| 全国企業短期<br>経済観測調査<br>(日銀短観) | 日本銀行        | 景気の現状や先行きの見通しについて企業経営者を対象に直接行われるアンケート調査であり、年(ウ 4回)、調査・公表される。                             |
| (エ 消費者物価指数)                | 総務省         | 全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変化を時系列的に測定するものである。調査結果は各種経済施策や公的年金の給付水準の改定などに利用されている。 |

問4 正解 1,126,060円

- ・外貨ベースの税引き後元利合計

$10,000 \text{米ドル} \times \{1 + (0.0124 \times 12 \text{ヵ月} / 12 \text{ヵ月} \times 0.8)\} = 10,099.2 \text{米ドル}$

※利息は月単位で計算するため、年利率1.24%に12ヵ月/12ヵ月を乗じている。

※利息額の20%が所得税・住民税として源泉徴収されるため、0.8を乗じている。

- ・円ベースの税引き後元利合計（外貨から円転する場合はTTBレートを使う）

$10,099.2 \text{米ドル} \times 111.50 \text{円} = 1,126,060.8 \text{円} \rightarrow \underline{1,126,060 \text{円}}$ （円未満切り捨て）

問5 正解 4

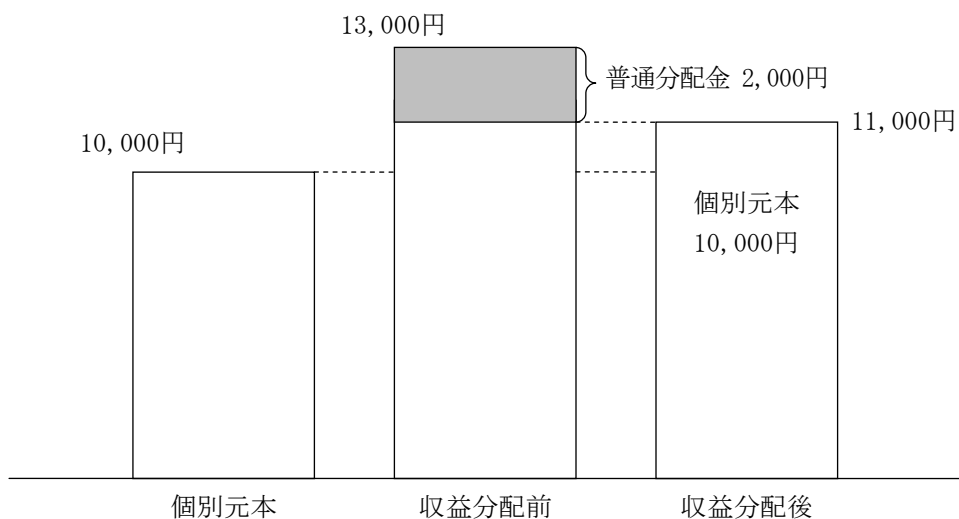
- ・ 西山さんが、H E 投資信託を新規募集時に500万口購入した際に、支払った購入時手数料（税込み）は（ア 135,000）円である。
- ・ 西山さんが保有するH E 投資信託の収益分配金受領後の個別元本（1万口当たり）は（イ 10,000）円である。

<解説>

（ア）<資料>より、購入時手数料：1,000万口未満2.70%とあるため、そちらを採用する。

$$1 \text{ 円} / 1 \text{ 口} \times 500 \text{ 万口} \times 2.70\% = \underline{135,000 \text{ 円}}$$

（イ）収益分配後の基準価格11,000円が、収益分配前の個別元本10,000円を下回っていないため、個別元本は修正されない。



問6 正解 1.734 (%)

<資料>より

- ・表面利率：年1.30%
- ・買付価格：98.00円
- ・償還価格：100.00円（額面）
- ・残存年数：5年

以上から最終利回りを求める。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面金額} - \text{買付価格}}{\text{残存期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{最終利回り (\%)} &= \frac{1.30 + \frac{100.00 - 98.00}{5}}{98.00} \times 100 \\ &= 1.7346\cdots \text{ (小数点以下第4位切捨て)} \rightarrow \underline{1.734\%} \end{aligned}$$

【第3問】

問7 正解 3

| 価格の種類 | 公示価格      | 基準地標準価格        | 相続税路線価              | 固定資産税評価額              |
|-------|-----------|----------------|---------------------|-----------------------|
| 所管    | (ア 国土交通省) | 都道府県           | 国税庁                 | 市町村<br>(東京23区は東京都)    |
| 評価時点  | 毎年1月1日    | 毎年<br>(イ 7月1日) | 毎年1月1日              | 原則として基準年度の<br>前年の1月1日 |
| 評価割合  | —         | —              | 公示価格の<br>(ウ 80%) 程度 | 公示価格の* * %程度          |

※問題作成の都合上、一部を「\* \*」としている。

問8 正解 3

<課税長期譲渡所得の金額の計算>

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除}$$

<資料>より

- ・譲渡価額 7,000万円
- ・譲渡費用 300万円
- ・特別控除 3,000万円を適用する。
- ・取得費に関しては不明のため概算取得費で計算する。

$$\text{概算取得費} = \text{譲渡価額} \times 5\% = 7,000\text{万円} \times 5\% = 350\text{万円}$$

$$\text{課税長期譲渡所得} = 7,000\text{万円} - (350\text{万円} + 300\text{万円}) - 3,000\text{万円} = \underline{3,350\text{万円}}$$

問9 正解 3

- ・不動産所得＝不動産収入－不動産収入に係る必要経費

＝賃料収入－（ローン返済額利息（※）＋管理費等＋管理業務委託費＋火災保険料  
＋固定資産税＋修繕費＋減価償却費）

＝144万円－（20万円（※）＋12万円＋72,000円＋1万円＋12万円＋8万円＋33万円）  
＝508,000円

（※）ローン返済金額のうち元金部分は必要経費とならない。

問10 正解 （ア）○ （イ）○ （ウ）× （エ）×

（ア）○ 抵当権設定の記載があるのは権利部（乙区）である。

（イ）○ 登記事項証明書は、誰でも交付の請求をすることができる。

（ウ）× 土地の所有者が誰であるかは、権利部甲区の記載のため本資料では確認できない。

（エ）× 債務を完済しても、抵当権の登記は自動的に抹消されない。

【第4問】

問11 正解 （ア）28（万円） （イ）1,089（万円） （ウ）3,820（万円）

- ・次郎さんが現時点で、肺炎で30日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 28）万円である。
- ・次郎さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 1,089）万円である。
- ・次郎さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 3,820）万円である。

<解説>

（ア）肺炎により入院した場合、下記の給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

|        |         |          |
|--------|---------|----------|
| 疾病入院特約 | 入院5日目から | 日額5,000円 |
|--------|---------|----------|

<保険証券2>

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 疾病入院給付金 | 入院1日目から | 日額5,000円 |
|---------|---------|----------|

5,000円×（30－4）日＋5,000円×30日＝28万円

(イ) ガンによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| <保険証券 1>  |           |             |
| 三大疾病保障特約  |           | 1,000万円     |
| 疾病入院特約    | 入院 5 日目から | 日額5,000円    |
| 生活習慣病入院特約 | 入院 5 日目から | 日額5,000円    |
| 手術給付金     |           | 入院給付金日額の40倍 |
| <保険証券 2>  |           |             |
| 疾病入院給付金   | 入院 1 日目から | 日額5,000円    |
| 手術給付金     |           | 10万円        |

$$1,000万円 + 5,000円 \times (42日 - 4日) + 5,000円 \times (42日 - 4日) + 5,000円 \times 40倍 + 5,000円 \times 42日 + 10万円 = \underline{1,089万円}$$

(ウ) 交通事故で即死した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

|          |         |
|----------|---------|
| <保険証券 2> |         |
| 終身保険金額   | 300万円   |
| 定期保険特約   | 2,000万円 |
| 三大疾病特約   | 1,000万円 |
| 傷害特約     | 500万円   |
| <保険証券 1> |         |
| 死亡保険金    | 20万円    |

$$300万円 + 2,000万円 + 1,000万円 + 500万円 + 20万円 = \underline{3,820万円}$$

問12 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ×

- (ア) × 設例の死亡保険金は、贈与税の課税対象となる。  
 (イ) ○ 解約返戻金と払込保険料との差益は、一時所得となる。  
 (ウ) ○ 設例の場合、解約返戻金相当額が相続税の課税対象となる。  
 (エ) × 税制要件を満たしており、生命保険料控除を受けることができる。

問13 正解 3

- ・少額短期保険業者が1人の被保険者から引き受ける保険金額の合計額は、低発生率保険を除き、原則として(ア 1,000万円)を超えてはならない。
- ・保険期間の上限は、生命保険・医療保険が1年、損害保険は(イ 2年)である。
- ・保険料は、生命保険料控除・地震保険料控除の対象と(ウ ならない)。
- ・少額短期保険業者が破綻した場合、契約者は保険契約者保護機構による保護の対象と(エ ならない)

問14 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)○ (エ)○

- (ア)○ 細菌性食中毒は、支払い対象となる。  
(イ)× クレジットカードの盗難は、支払い対象とならない。  
(ウ)○ 不注意による調度品の破損の損害賠償は、支払い対象となる。  
(エ)○ 空港から自宅へ帰る途中のケガも支払い対象となる。

【第5問】

問15 正解 1

$$\text{総所得金額} = \text{雑所得} + \text{一時所得} \times 1/2$$

老齢厚生年金および企業年金は、雑所得となる。

- ・雑所得の金額＝収入金額（年金額）－公的年金等控除額  
＝320万円－120万円（※）

（※）＜速算表＞より 320万円は、330万円未満であるため、控除額は120万円となる。  
養老保険の満期保険金は、一時所得となる。

- ・一時所得の金額＝満期保険金－既払込保険料－特別控除50万円  
＝200万円－140万円－50万円＝10万円

総所得金額を計算する時、一時所得は1/2を乗じた金額を合計する。

- ・総所得金額＝（320万円－120万円）＋（200万円－140万円－50万円）×1/2＝205万円  
よって1が正しい。

問16 正解 (ア)5 (イ)2 (ウ)10 (エ)9

＜資料＞

| 所得の種類    | 収入等の内容        | 備考                                        |
|----------|---------------|-------------------------------------------|
| (ア 給与所得) | 給与収入148万円     | アルバイト先1ヵ所のみからの給与                          |
| (イ 配当所得) | 収益分配金10万円     | 追加型株式投資信託の普通分配金                           |
| (ウ 雑所得)  | 老齢厚生年金収入288万円 | 老齢厚生年金                                    |
| (エ 一時所得) | 受取保険金300万円    | 保険期間20年の養老保険の満期保険金<br>(保険契約者・保険料負担者は米田さん) |

問17 正解 (ア)× (イ)× (ウ)○ (エ)○

- (ア)× 勤続年数20年超の場合の退職所得控除額は、「800万円＋70万円×（勤続年数－20年）」で計算する。  
(イ)× 勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り上げとなる。  
(ウ)○ 退職所得は、（退職一時金の額－退職所得控除額）×1/2で求める。  
(エ)○ 「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出すれば、所得税額が源泉徴収される。

【第6問】

問18 正解 (ア) 2/3 (イ) なし (ウ) 1/6

[各人の法定相続分と遺留分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア 2/3)。
- ・被相続人の兄の法定相続分は (イ なし)。
- ・被相続人の母の遺留分は (ウ 1/6)。

<解説>

民法上の法定相続人は、子がすでに死亡しているため、配偶者と母になる。配偶者と直系尊属が相続人の場合、配偶者の相続分が2/3、直系尊属（母）の相続分が1/3となる。この場合、兄に法定相続分はない。なお母の遺留分は、総体的遺留分  $1/2 \times$  法定相続分  $1/3 = 1/6$  となる。

問19 正解 3

- ・父からの贈与：相続時精算課税制度

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円} (\text{※})) \times 20\% (\text{一律})$$

(※) 複数年の贈与については合計が2,500万円に達するまで。

<資料>より2017年に父から1,000万円の贈与を受けているため、2018年で使える特別控除額は  $2,500 \text{万円} - 1,000 \text{万円} = 1,500 \text{万円}$  となる。

$$\text{税額} = (2,000 \text{万円} - 1,500 \text{万円}) \times 20\% = 1,000,000 \text{円}$$

- ・叔父からの贈与：暦年単位課税

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}) \times \text{税率} (\text{※})$$

$$\text{税額} = (500 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 20\% - 25 \text{万円} (\text{※}) = 530,000 \text{円}$$

(※) <速算表> (ロ) を用いる。(叔父は直系尊属ではない。)

- ・2018年分の贈与税額  $= 1,000,000 \text{円} + 530,000 \text{円} = \underline{1,530,000 \text{円}}$

問20 正解 2

| 宅地等の区分       | 適用限度面積                 | 減額割合     |
|--------------|------------------------|----------|
| 特定事業用宅地等     | (ア 400) m <sup>2</sup> | 80%      |
| 特定同族会社事業用宅地等 |                        |          |
| 特定居住用宅地等     | (イ 330) m <sup>2</sup> | (ウ 50) % |
| 貸付事業用宅地等     | 200m <sup>2</sup>      |          |

問21 正解 2

普通借地権評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積×借地権割合

よって、200千円（※）×1.00×500㎡×70% となり2が正しい。  
（※）路線価は千円単位である。

【第7問】

問22 正解 202（万円）

○年後の予想額（将来価値）＝現在の金額×（1＋変動率）<sup>経過年数</sup>

3年後の基本生活費 196万円×（1＋0.01）<sup>3</sup>＝201.93… → 202万円

問23 正解 878（万円）

貯蓄残高＝前年の貯蓄残高×（1＋運用利率）±その年の年間収支

2022年の金融資産残高＝772万円×（1＋0.01）＋98万円（※）＝877.72 → 878万円  
（※）年間収支＝収入－支出＝571－473＝98

問24 正解 1

1. ○ 住宅ローンの変動金利は、短期プライムレートを基準にしているケースが多い。
2. × 物価の変動だけでなく、賃金の伸びも給付水準の基となっている。
3. × 消費税分も含んでいるため、税率の引き上げがあった場合はその分影響する。
4. × 為替が円安になると、輸入物価を引き上げる要因となりうる。

【第8問】

問25 正解 9,330,000（円）

将来の目標額から現在の必要額を求めるには「将来の目標額×現価係数」で計算する。  
1,000万円×0.933（年利1.0%、7年の現価係数）＝9,330,000円

問26 正解 1,030,000（円）

借入金額から、元利均等返済における毎年の返済額を求めるには、「現在の額×資本回収係数」で計算する。

500万円×0.206（年利1.0%、5年の資本回収係数）＝1,030,000円

問27 正解 22,023,000（円）

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

100万円×22.023（年利1.0%、25年の年金現価係数）＝22,023,000円

【第9問】

問28 正解 3

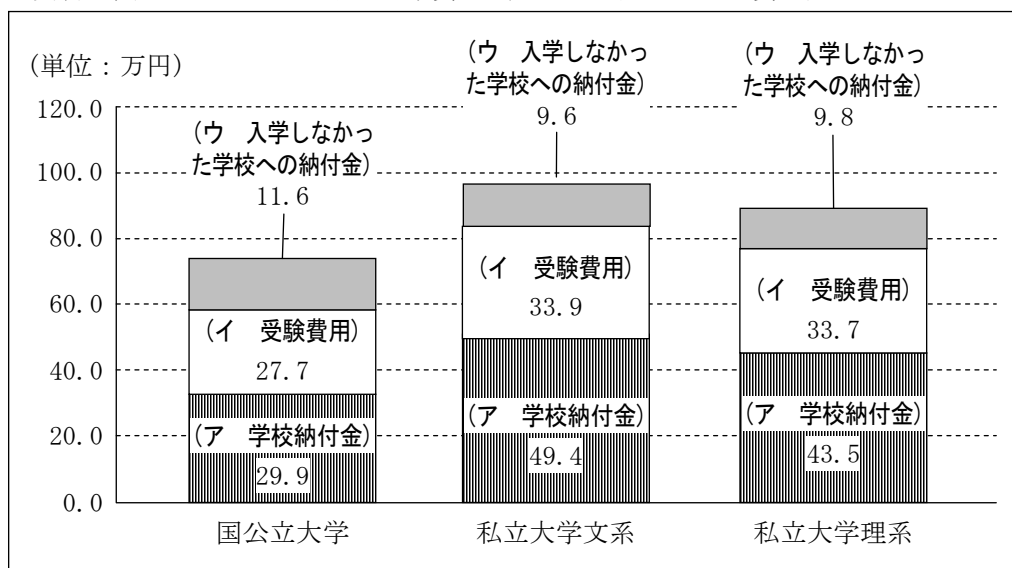
住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。132回返済後の残高31,576,816円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。  
 $31,576,816円 - 100万円 = 30,576,816円$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので上記30,576,816円を下回らない残高の返済回数までとなる。→145回の30,587,084円が該当。

返済回数145回－132回＝13回（月）→1年1ヵ月

問29 正解 3

＜資料：国公立・私立別にみた入学費用（子ども1人当たりの費用）＞



(出所：日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果（2017年度）」を基に作成)

＜解説＞

本問のような問題に対応するためには、日頃から家計に関する統計等に関心をもっておく必要がある。

問30 正解 2

|                |                                                                                                     |                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|                | 日本学生支援機構の貸与型奨学金                                                                                     | 日本政策金融公庫の教育一般貸付                                       |
| 貸付（貸与）対象者      | （ア 学生・生徒本人）                                                                                         | 主に学生・生徒の保護者                                           |
| 申込み時期          | 決められた募集期間内                                                                                          | （イ いつでも可能）                                            |
| 資金の受取り方        | 毎月定額                                                                                                | 一括                                                    |
| 貸付可能額<br>（貸与額） | [第一種奨学金]<br>月額 2 万円、3 万円、4.5 万円<br>から選択（国公立大学、自宅通<br>学の場合）<br>[第二種奨学金]<br>月額 2 万円から12万円（1 万円<br>単位） | 子ども 1 人当たり（ウ 350万円）<br>以内<br>※一定の要件を満たす留学は<br>450万円以内 |

問31 正解 （ア） 3 （イ） 1 （ウ） 5

< つみたて N I S A と i D e C o の概要 >

|          |                                                                                            |                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | つみたて N I S A                                                                               | i D e C o                                                                                                                      |
| 制度の概要    | つみたて N I S A 口座での金融商品の運用益・配当金等の収益が非課税となる制度                                                 | 自分専用の年金口座に加入者が選択した金融商品で年金原資を積み立て、将来受け取る制度                                                                                      |
| 年間拠出限度額  | 新規投資額で毎年（ア 40）万円                                                                           | 公務員14.4万円、自営業者81.6万円など、加入者の区分によって異なる                                                                                           |
| 税 制      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得控除の適用はない</li> <li>・最長（イ 20）年間、運用益が非課税</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金全額が所得控除の対象となる</li> <li>・運用益は非課税</li> <li>・受取り方法により、退職所得控除または公的年金等控除が適用される</li> </ul> |
| 運用対象     | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託、E T F                                                                | 定期預金、生命保険、投資信託等                                                                                                                |
| 運用資金の引出し | いつでも引出し可                                                                                   | 原則（ウ 60）歳までは引出しができない                                                                                                           |

問32 正解 4

政彦さんが在職中の現時点で死亡した場合、泰子さんが受給できる公的年金の遺族給付の額は以下の通りである。

遺族厚生年金＋遺族基礎年金＋子の加算額2人分

- ・18歳到達年度末までの子（17歳、14歳）がいるため遺族基礎年金が受給できる。
- ・子が2人いるため「遺族基礎年金（子の加算額）」は2人分受給できる。
- ・中高齢寡婦加算額は、妻が40歳以上65歳未満で遺族基礎年金が受給できない期間に、遺族厚生年金に一律加算される。本問の場合、遺族基礎年金が受給できるため、中高齢寡婦加算額は支給されない。

よって600,000円＋779,300円＋224,300円×2＝1,827,900円

問33 正解 （ア）3 （イ）5 （ウ）7

「育児・介護休業法による満（ア 3歳）未満の子を養育するための育児休業等期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者から育児休業等取得の申出があった場合に、その育児休業等をしている被保険者の勤務先の事業主が日本年金機構に申し出ることにより、（イ 被保険者・事業主の両方の負担分が）免除されます。申出は、事業主が育児休業等取得者申出書を日本年金機構へ提出することにより行います。なお、この免除期間は、被保険者の年金額を計算する際は、（ウ 保険料を納めた期間）として扱われます。」

問34 正解 3

1. × アルバイト・パートタイマーも含む。
2. × 労働者の医療費の負担はない。
3. ○ 労災保険料は、その全額を事業主が負担する。
4. × 労災保険の保険料率は、業種により異なる。

【第10問】

問35 正解 3,710（万円）

＜佐野家のバランスシート＞

（単位：万円）

| 〔資産〕           |          | 〔負債〕     |            |
|----------------|----------|----------|------------|
| 金融資産           |          | 住宅ローン    | 1,700万円    |
| 預貯金等           | 2,410万円  | 自動車ローン   | 120万円      |
| 生命保険（解約返戻金相当額） | 740万円    | 事業用借入    | 4,480万円    |
| 事業用資産          |          | 負債合計     | 6,300万円    |
| 店舗（敷地・建物）・商品等  | 2,660万円  |          |            |
| 不動産            |          |          |            |
| 土地（自宅の敷地）      | 3,650万円  |          |            |
| 建物（自宅の家屋）      | 340万円    | 〔純資産〕    | (3,710) 万円 |
| その他（動産等）       | 210万円    |          |            |
| 資産合計           | 10,010万円 | 負債・純資産合計 | 10,010万円   |

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ、佐野家の財産の状況＜保有財産（時価）＞＜負債残高＞＜生命保険＞から、佐野家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は10,010万円、負債合計は6,300万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も10,010万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{負債・純資産合計} - \text{負債合計} = 10,010\text{万円} - 6,300\text{万円} = \underline{3,710\text{万円}}$$

問36 正解 3

損益計算書の所得金額（㉔）は、以下の流れで求める。

1. 売上金額（㉑）－売上原価（㉒※）＝差引金額（㉓）  
 $29,280,000 - 17,487,000（※） = 11,793,000$   
（※）売上原価＝期首商品棚卸高（㉑）＋仕入金額（㉒）－期末商品棚卸高（㉓）のため、㉒差引原価17,487,000を用いる。
2. 差引金額（㉓）－経費計（㉔）＝差引金額（㉕）  
 $11,793,000 - 5,543,000 = 6,250,000$   
また青色申告特別控除額前の所得金額（㉕）は、各種引当金・準備金等が0であるため㉕差引金額がそのまま入り、6,250,000となる。
3. 青色申告特別控除前の所得金額（㉕）－青色申告特別控除額（㉖）＝所得金額（㉗）  
 $6,250,000 - 650,000 = \underline{5,600,000（㉗）}$

### 問37 正解 3

預金保険制度で保護される上限額は以下の通りである。

- ・ 決済用預金（全額）  
当座預金：150万円（佐野商店名義）
- ・ 決済用預金以外（1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本1,000万円までとその利息）

① 佐野俊彦名義

普通預金：250万円（決済用預金ではない）

定期預金：550万円

② 佐野商店名義

定期預金：300万円

俊彦さんは個人事業主であるため、事業用の預金と個人名義の預金は、同一預金者として名寄せされる。

$$250\text{万円} + 550\text{万円} + 300\text{万円} = 1,100\text{万円} > 1,000\text{万円}$$

よって決済用預金以外で保護される額は、上限の1,000万円となる。

$$\text{保護される上限額} = \text{決済用預金}150\text{万円} + \text{決済用預金以外}1,000\text{万円} = \underline{1,150\text{万円}}$$

### 問38 正解 2

死亡保険金（①）＋預貯金等（②）－事業用の借入金（③）＝残額

① 死亡保険金は、[資料3：生命保険] 保険金額より集計する（※）。

$$3,000\text{万円} + 200\text{万円} + 1,800\text{万円} + 300\text{万円} + 1,500\text{万円} = 6,800\text{万円}$$

（※）終身保険DおよびEは被保険者が晴美さんのため合算しない。

② 預貯金等は、[資料1：保有資産] 預貯金等より集計する。

$$2,290\text{万円} + 120\text{万円} = 2,410\text{万円}$$

③ 事業用の借入金は、[資料2：負債残高] より集計する。

自動車ローン＋事業用借入

$$= 120\text{万円} + 4,480\text{万円} = 4,600\text{万円}$$

※住宅ローンは、団体信用生命保険付きのため合算しない。

$$\text{・ 残額} = 6,800\text{万円} + 2,410\text{万円} - 4,600\text{万円} = \underline{4,610\text{万円}}$$

### 問39 正解 （ア）○ （イ）○ （ウ）× （エ）×

（ア）○ 繰り下げ支給の申出は、両方同時でも、どちらか一方のみでもできる。

（イ）○ 老齢基礎年金の繰り下げ支給をすると、付加年金も同様に増額される。

（ウ）× 繰り下げ支給の申出は、70歳までにすればよく、65歳時にする必要はない。

（エ）× 支給繰り下げによる増額率は、最大で42%である。

問40 正解 1

- ・＜資料＞〔傷病手当金の1日当たりの支給額〕より

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額  
の平均額（※） $\div 30$ 日 $\times 2/3$

※〔晴美さんのデータ〕より

$$\begin{aligned} & (170,000\text{円} \times 6\text{ヵ月} + 190,000\text{円} \times 6\text{ヵ月}) \div 12\text{ヵ月} \\ & = (1,020,000\text{円} + 1,140,000\text{円}) \div 12\text{ヵ月} = 180,000\text{円} \end{aligned}$$

よって $180,000\text{円} \div 30\text{日} \times 2/3 = 4,000\text{円}$

- ・連続して3日以上休んだ場合、4日目より支給となる。

よって11日（月）からの支給となり、3日分の支給がなされる。

$$4,000\text{円} \times 3\text{日} = \underline{12,000\text{円}}$$